

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業
基本協定書（案）

令和 8 年 1 月 30 日

今治市

目次

第1条	(目的)	1
第2条	(当事者の義務)	1
第3条	(特別目的会社の設立)	1
第4条	(株式の譲渡等)	2
第5条	(事業契約)	2
第6条	(準備行為)	4
第7条	(事業契約の不調)	4
第8条	(有効期間)	4
第9条	(秘密保持)	5
第10条	(管轄裁判所)	6
第11条	(誠実協議)	6

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業
基本協定書

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、今治市（以下「市」という。）と、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループの各構成企業（以下総称して「事業者」という。）は、以下のとおり合意し、本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結した。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、市が令和8年1月30日に公表した「今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業募集要項」（その後の修正を含む。以下「募集要項」という。）に従って事業者が提出した応募提案書類（以下「事業者提案」という。）に基づき事業者が優先交渉権者に決定されたことを確認し、事業者が、特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立した場合は、SPCとともに（事業者とSPCを総称して「事業者」といい、SPCを設立しない場合には、事業者のみで「事業者」というものとする。）、市との間において、本事業に係る基本事項について定める基本契約（以下「基本契約」という。）並びに基本契約に基づく本事業に係る設計・建設工事請負及び維持管理・運営業務委託についての各契約（以下総称して「事業契約」という。）を締結するにあたって、それに向けての市及び事業者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。なお、本協定で使用されている用語は、本協定で別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、募集要項において定義された意味を有するものとする。

（当事者の義務）

第2条 市及び事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 事業者は、事業契約の締結のための協議において、本事業の公募手続における市及び今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業者選定委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

（特別目的会社の設立）

第3条 事業者提案に基づきSPCが設立される場合、構成員は、本協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）上の株式会社である監査役設置会社として、本事業に係る維持管理・運営業務の遂行のみを目的とするSPCを今治市内に設立し、その商業登記簿履歴事項全部証明書を市に提出するものとする。構成員は、SPCの本店所在地が変更される場合、SPCに、市に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、構成員は、本協定の終了に至るまで、SPCに、SPCの本店所在地を今治市内以外の土地に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

2 設立されるSPCの株式は譲渡制限株式の種類とし、構成員は、SPCの定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定し、これを市の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。

3 SPCを設立する場合、構成員は、SPCへの出資にあたり、次の各号所定の事項を遵守するものとする。

- (1) S P Cの出資は構成員によるものとし、構成員以外の出資は認めないものとする。
- (2) 代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、S P C設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- (3) 維持管理・運営グループの代表企業は構成員として必ず出資するものとする。
- (4) その他事業者提案に基づく提案内容を遵守するものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 S P Cを設立した場合、構成員は、本協定の終了に至るまで、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、その承諾を得たうえで、これを行うものとする。ただし、構成員は、代表企業又は維持管理・運営グループの代表企業のいずれかがS P Cの株主でなくなる株式の第三者に対する譲渡、担保権設定又はその他の処分を本協定の終了に至るまで行わせないものとする。

- (1) S P Cの株式の第三者に対する譲渡、担保権設定又はその他の処分
- (2) 構成員以外の第三者に対する新株又は新株予約権の発行その他の方法によるS P Cへの資本参加の決定
- (3) 代表企業の議決権付普通株式の保有割合が100分の50以下となる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資

2 前項の定めるところに従って市の承諾を得て前項第1号又は第2号所定のいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る契約書その他市が必要とする書面の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る市所定の書式の誓約書を添えて市に対して提出するものとする。

(事業契約)

第5条 事業者は、市との間において、次の各号に従って事業契約を構成する各契約の仮契約を全て当該各号の定めるところに従って締結し、又は締結させる。なお、事業契約の仮契約は、設計・建設工事請負契約の締結について今治市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じ、契約締結となるものとする。

(1) 基本契約

事業者は、令和8年10月頃を目途として、市との間で基本契約の仮契約を自ら締結しかつS P Cが設立される場合にはS P Cにも締結させる。

(2) 設計・建設工事請負契約

事業者は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、建設事業者に市との間で設計・建設工事請負契約の仮契約を締結させる。

(3) 維持管理・運營業務委託契約

事業者は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、運営事業者に市との間で維持管理・運營業務委託契約の仮契約を締結させる。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約の締結前に、事業者の全部又は一部が次の各号所定のいずれか（以下「デフォルト事由」という。）に該当するとき、又は募集要項に定める応募者の参加資格要件を満たしていないか若しくは満たさなくなったときは、市は、事業契約を締結しないことができるものとする。事業者の全部又は一部がデフォルト事由に該当する場合、市が事業契約を締結するか否かにかかわらず、事業者は、市の請求に基づき、本事業の提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の総額の100分の10に相当する金額の違

約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、デフォルト事由により市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について市が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償債務も連帯債務とする。

(1) 事業者のいずれかが（ウ及びエにあっては、事業者の役員又は使用人を含む。）、事業契約に関し、次の各号のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を市の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

オ その他入札談合行為があったと認められるとき。

(2) 事業者のいずれかが次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）と認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

3 前項の場合において、次の各号の定める場合に該当するときは、当該号の定めるところに従う。

（１）前項第１号ア及びイに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売に該当するとき又は市が特に必要と認めるときは、事業者は、前項に基づく違約金を支払うことを要しない。

（２）事業契約に関し、前項第１号ウに規定する場合において、次のいずれかに該当したときは、市が事業契約を締結するか否かも、この協定を解除するか否かも問わず、事業者は、市の請求に基づき、前項に規定する本事業の提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の総額の１００分の１０に相当する金額のほか、本事業の提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の総額の１００分の１０に相当する金額を市の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 前項第１号イに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があるとき。

イ 前項第１号ウに規定する刑に係る確定判決において、事業者（その役員及び使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

4 事業者が本条に基づく賠償金、損害金又は違約金を市の指定する期間内に支払わないときは、市は、その支払わない額に市の指定する期間を経過した日から請求金額支払の日までの日数に応じ、甲の指定する期間の満了日の翌日時点における民法第４０４条第２項に定める率を乗じて計算した額（その額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の延滞金を徴収する。

（準備行為）

第６条 事業契約を構成する各契約に関し、当該契約の締結前であっても、事業者は、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行うとともに、ＳＰＣが設立される場合には、ＳＰＣをして行わせることができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で事業者に対して協力するものとする。

2 事業者は、事業契約を構成する各契約の締結後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を当該契約の当事者である事業者へ承継させるものとする。

（事業契約の不調）

第７条 事由の如何を問わず、事業契約の全部又は一部が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に市及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業契約の全部が締結された日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約の全部が締結に至らなかった場合には、いずれかの事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第7条及び第9条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、第5条第1項第1号に定める基本契約が締結された場合には、第9条の規定は効力を失う。

(秘密保持)

第9条 市及び事業者は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならず、事業者は、SPCを設立した場合には、SPCにも同様の責務を負わせるものとする。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報又は開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた情報

(4) 市及び事業者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、市及び事業者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 市が守秘義務契約を締結した市のアドバイザーその他必要な者に開示する場合

(5) 本施設の維持管理・運営に必要な場合（本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。）

4 市は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 事業者は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、別添（個人情報・特定個人情報取扱特記事項）のとおりとし、その秘密保持に厳重な注意を払うとともに、SPCが設立された場合には、SPCにも同様の責務を負わせるものとする。

6 事業者は、事業者の役員、従業員、事業者及びSPC（設立された場合）の代理人又はコンサルタント、出資者に対し、本条の秘密保持義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。

(管轄裁判所)

第10条 市及び事業者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、松山地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第11条 この条項に定めるもののほか、事業者は、今治市契約規則（平成17年今治市規則第63号）に従うものとし、同規則に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上の証として、本協定を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年10月____日

発注者 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

今治市

今治市長 徳 永 繁 樹

事業者 _____グループ

(事業者)

(代表企業／構成員／【施設整備／維持管理・運営】業務グループ代表企業／【設計企業／建設企業／維持管理企業／運営企業】)

[所在地]

[商号]

[代表者氏名]

(構成員／維持管理・運営業務グループ代表企業／【維持管理企業／運営企業】)

[所在地]

[商号]

[代表者氏名]

(構成員／維持管理・運営業務グループ／【維持管理企業／運営企業】)

[所在地]

[商号]

[代表者氏名]

(【構成員】施設整備業務グループ／【設計企業／建設企業】)

[所在地]

[商号]

[代表者氏名]

(【構成員】施設整備業務グループ／【設計企業／建設企業】)

[所在地]

[商号]

[代表者氏名]

別添

個人情報・特定個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、今治市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報及び特定個人情報を取り扱う際には、個人情報及び特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託)

第4 乙は、甲の許諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の許諾を得て、この契約による個人情報の処理を第三者に再委託するときは、第三者に個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

(特定個人に情報の処理についての再委託)

第5 乙は、特定個人情報の処理を第三者に再委託するときは、次に掲げる事項を含め、乙自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる再委託先に限定して特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託するものとし、甲の事前の書面による同意を得なければならない。

- (1) 委託先の設備
- (2) 技術水準
- (3) 従業者に対する監督・教育の状況
- (4) その他委託先の経営環境

2 乙は再委託先との間で、この契約（この特記事項を含む。以下同じ。）と同等の内容の再委託契約を締結しなければならないものとする。また、再委託先にはこの契約により乙に課せられる安全管理義務と同等の安全管理義務を課するものとする。再委託契約の中には、再委託先が更に特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託する場合には、甲及び乙の事前の書面による同意を得るものとする規定を設けなければならない。

3 再委託先は、特定個人情報の処理の全部又は一部の委託を受けた者とみなされる。甲は、乙が再委託先に対して適切な監督を行っているかどうかを監督するものとする。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、次2項に定める場合のほか、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、特定個人情報を、この契約に定める業務の目的以外に利用してはならない。

3 乙は、特定個人情報を、秘密として保持し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき委託業務を処理する場合若しくは第三者に特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託する場合又は同法第19条に定める場合を除き、第三者に提供、開示等をしてはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の持ち出し禁止)

第8 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を乙の事業所以外の場所（特定個人情報については、乙の事業所内の取扱区域（特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。）又は管理区域（特定個人情報を取り扱う情報システムを管理する区域をいう。）以外の場所）に持ち出させてはならない。

(事故発生時の報告義務)

- 第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 前項の場合において、乙は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、甲に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告する。
- 3 特定個人情報の漏えい等に関し、甲の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、甲に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、乙は当該申立ての調査解決等につき協力するものとする。
- 4 前項の第三者からの甲に対する申立てが、乙の責任範囲に属するときは、乙は、甲が当該申立てを解決するのに要した一切の費用を負担する。
- 5 特定個人情報の漏えい等に関し、甲の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、乙に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、乙は、速やかに、甲に対し申立ての事実及び内容を通知するものとする。
- 6 甲が必要と判断するときは、甲は、乙に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で前項の申立ての解決に関する指示又は援助を行うことができる。
- 7 本条の定めは、この契約が完了し、又は解除された後においても有効とする。
(個人情報の返還又は処分)
- 第10 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報等を、速やかに甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。この場合において、甲の指示があるときは、その指示内容に従い、返却、廃棄その他の処分をするものとする。
(監督)
- 第11 甲は、この契約による事務に係る個人情報の保護のため必要があると認めるときは、乙から報告を徴収することができる。
- 2 前項の報告は、甲が要求した場合は、年1回（特に必要がある場合はそれ以上）、委託業務の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告するものとし、甲は、乙に対し、書面により委託業務の遵守状況等について確認することができる。
- 3 甲及び乙は前項の確認の結果を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理体制の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応するものとする。
(監査・検査・行政庁等への協力等)
- 第12 甲又は甲の指定した者は、乙に事前に通知し、乙の承諾を得た上でいつでも、乙の業務に支障を生じさせない範囲内において、乙の施設への立入り、必要な書類の閲覧及び複写、乙の役員及び従業員への事情聴取等委託業務の処理状況等について監査又は検査を実施することができる。乙は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の監査又は検査に協力しなければならない。
- 2 前項の監査又は検査の結果、乙の特定個人情報の安全管理体制の改善が必要と甲が判断した場合、甲は乙に対し、その改善を要請することができる。
- 3 乙は、甲が要求した場合は、年1回（特に必要がある場合はそれ以上）、乙の費用で、甲が指定又は認める外部機関によるセキュリティ検査を受け、甲の要求する基準を満たさなければならない。
- 4 乙は、甲の監督当局に対する義務の履行等（甲を対象とした監督当局による検査、報告命令、記録の提出要求に対する対応その他甲の監督当局に対する義務の履行等）を妨げることがないように、甲に対する情報提供、資料提出等必要な協力を行わなければならない。
(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)
- 第13 甲は、乙がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
(その他)
- 第14 乙は、前第1から第13に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。